

# **飼養衛生管理基準**

**(豚・いのしし編)**

**平成23年10月  
農林水産省**



～ はじめに～  
畜産農家の皆様へ

平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫は、我が国の畜産にとってかつてないほど大きな被害をもたらしましたが、家畜伝染病による被害を最小限に止めるためには、「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動」が重要です。

「発生の予防」のために、空港や海港における輸入検疫の強化を行っているところですが、何より畜産農家の方々に日頃から適切に飼養衛生管理をしていただくことが大切です。このため、今回、家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を大きく見直すこととしました。

飼養衛生管理基準は、これまでは畜種別に分けることなく設定していましたが、今回は畜種別に分け、かつ、飼養衛生管理の基本となる事項について、より具体的に分かりやすく設定する方向で検討を進めてまいりました。

既に取り組まれている方もかなりおられるかと思いますが、こうした飼養衛生管理を徹底していただくことで、悪性の家畜伝染病の発生予防のみならず、慢性疾病の予防、育成率や増体の向上など、経営面でも大きな効果が得られるかと思えます。

飼養衛生管理基準は、畜産農家の皆さんに最低限守っていただくべき事項を取りまとめたものです。改正された家畜伝染病予防法では、都道府県による「指導・助言→勧告→命令」という手順が規定されており、基準違反に対して、いきなり罰則が適用されることにはなりません。地域の衛生水準向上の観点からも、畜産農家の皆さんに遵守していただくよう、積極的な取組をお願いいたします。

また、「発生の予防」は、地域ぐるみでの対応がより効果を上げることとなります。是非、家畜保健衛生所等と連絡を密にし、地域の畜産農家が連携して飼養衛生管理基準の遵守に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

# 家畜防疫に関する最新の情報を確認しましょう

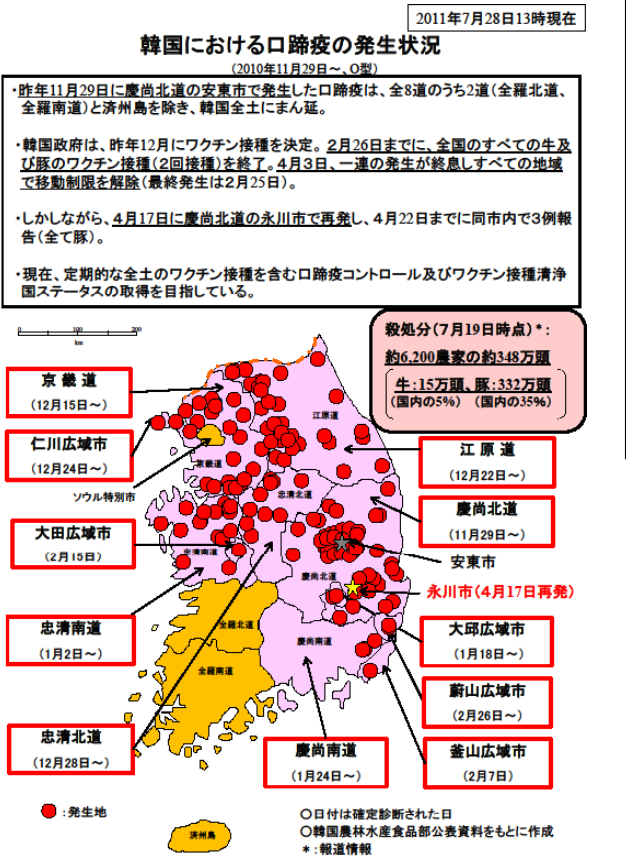
1 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関して、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従いましょう。

家畜保健衛生所や地域の自衛防疫協議会などが開催する家畜衛生に関する講習会への参加や農林水産省のホームページの閲覧などを通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握しましょう。

また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けましょう。



講習会の風景



## 口蹄疫罹患家畜の特徴的病変

(2010年1月～6月 韓国事例)

(注) 写真は、韓国獣医科学検疫院から提供されたものです。  
 なお、11月に確認された再発事例の写真ではありません。

農林水産省  
 消費・安全局 動物衛生課

農林水産省ホームページの情報  
 農林水産省HP→消費・安全→家畜衛生に関する情報→口蹄疫

## 衛生管理区域を作しましょう

- 2 自らの農場の敷地を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにしましょう。

### 衛生管理区域に関するQ & A

Q. 衛生管理区域とはどのような区域ですか？

A. 衛生管理区域とは、病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域をいいます。一般的には畜舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫等を含む区域が衛生管理区域になります。

なお、個々の農場によって畜舎やその他の施設、自宅等との位置関係が様々であるため、詳細は最寄りの家畜保健衛生所にご相談ください。

Q. 衛生管理区域と他の区域との境界はどのように区分すればよいのでしょうか？

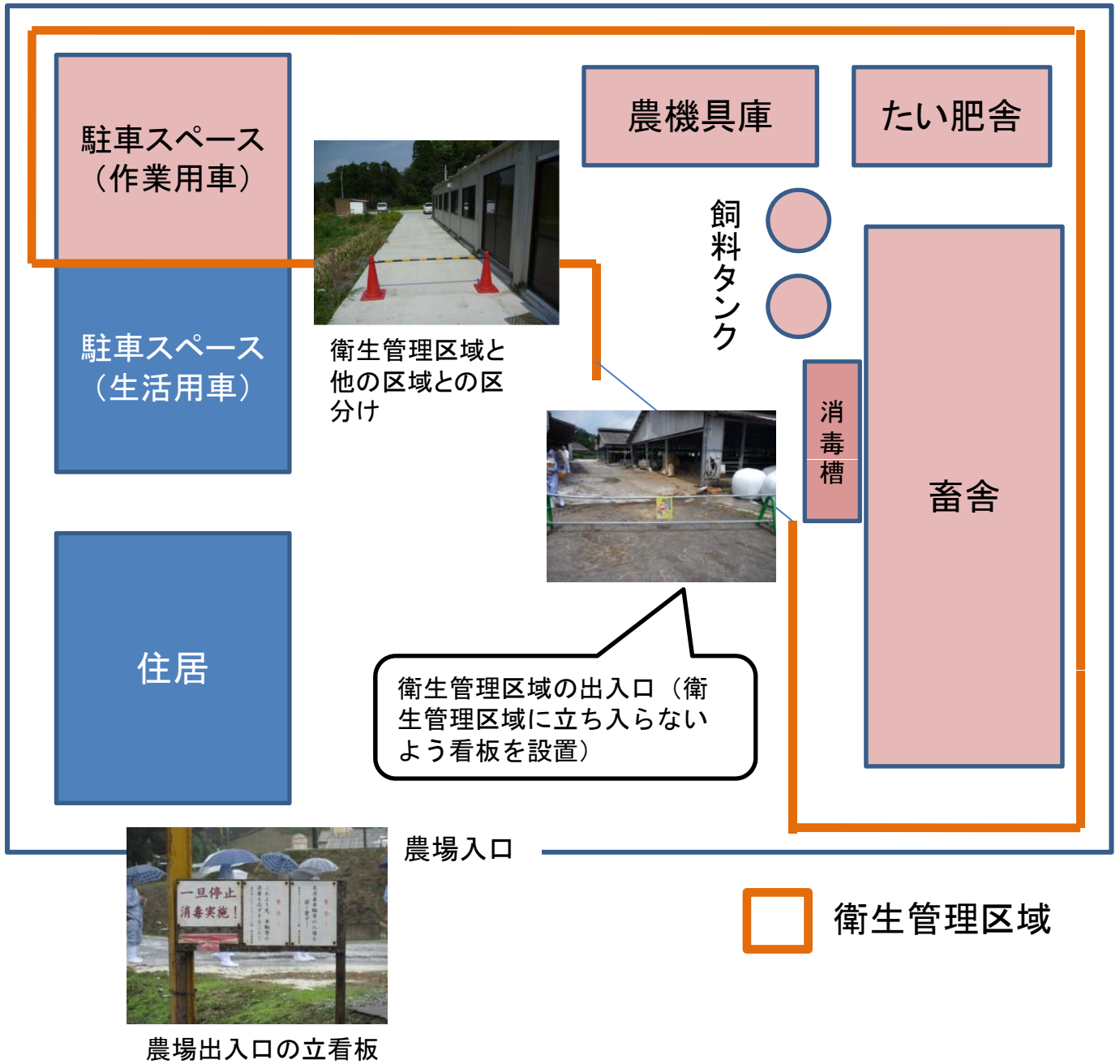
A. 通常は柵などでの区分が考えられますが、柵以外でもロープや白線、プランターなどを利用して区分することもできます。

区分した上で、立て看板などにより衛生管理区域であることを明確にし、不要不急の立入りを制限するようにしてください。

Q. 畜舎のみを衛生管理区域とすることはできますか？

A. 飼養管理を行う場合、作業者は畜舎周辺を通行したり、飼料倉庫などに入って作業を行ったりすることが考えられるため、畜舎のみではなく密接に関連する施設も含め、衛生管理区域として設定することが適切と考えます。

# 衛生管理区域設定のイメージ



駐車スペース  
(作業用車)

駐車スペース  
(生活用車)

住居

農機具庫

たい肥舎

飼料タンク

消毒槽

畜舎

衛生管理区域と  
他の区域との区  
分け

衛生管理区域の出入口 (衛  
生管理区域に立ち入らな  
いよう看板を設置)

農場入口

衛生管理区域

農場出入口の立看板

## コーンと白線を用いた衛生管理区域と他の区域との区分例



## 衛生管理区域への病原体の持ち込みを防止しましょう

- 3 衛生管理区域の出入口を必要最小限の数とし、必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしましょう。  
外部から立ち入る者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、当該場所に看板などを設置しましょう。
- 4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備（消毒機器を含む。）を設置し、車両の出入りの際に消毒をしましょう。
- 5 また、衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に出入りの際に手指及び靴の消毒（手指については、洗浄又は消毒）を行わせましょう。
- 6 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、衛生管理区域に出入りする者には、これを確実に使用させましょう。  
※ 専用の衣服及び靴：衛生管理区域に立ち入る際に使用している衣服の上から着用するもの及び靴の上から着用するブーツカバーを含みます。
- 7 その日のうちに他の農場等の畜産関係施設に立ち入った者及び過去1週間以内に海外から入国した者（帰国者を含む。）は、衛生管理区域に立ち入らせないようにしましょう。  
※ 家畜防疫員、獣医師、人工授精師、飼料運搬業者等を除きます。
- 8 他の畜産関係施設で使用した又は使用した可能性のある物品であって、飼養する家畜に直接接触する物品は、衛生管理区域内に持ち込む場合に、洗浄又は消毒をしましょう。  
なお、家畜の管理に必要なない物品を畜舎に持ち込まないようにしましょう。
- 9 海外で使用した衣服及び靴（過去4か月以内）を衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。やむを得ず持ち込む場合には、事前に十分に洗浄、消毒等を実施しましょう。
- 10 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第3項に規定する食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合には、事前に加熱等により適切に処理されたものを用いましょう。



衛生管理区域への病原体の持込み防止  
に関するQ & A

Q. 衛生管理区域の出入口での消毒は具体的にどのようにするのでしょうか？

A. 車両が出入りする際には、消毒薬噴霧器、車両用消毒槽、車両用消毒ゲート、消石灰帯などを用いて消毒します。人が出入りする際には、足を消毒薬噴霧器、踏込消毒槽、消石灰帯などを用いて消毒します。

Q. 人や車両の立入りの際に、家畜の所有者が消毒の実施状況を確認する必要はありますか？

A. 自らの農場への伝染病の侵入防止リスクを低減するため、可能な限り確認してください。また、一日中農場にいたことが無理な場合でも、消毒の実施の有無を立入者に記帳してもらう等により確認できるようにしてください。

Q. 家畜に直接接触する物品とはどのようなものですか？

A. 家畜の保定用具や体温計等家畜に接触させて使用する物品をいいます。飼料は家畜に直接接触しますが、通常は倉庫等に保管してあるものが直接給与されることから、これには該当しません。

Q. 農場全体を衛生管理区域とした場合、近所の人に来たときにも消毒しなければならないのですか？

A. 農場全体を衛生管理区域とした場合には、畜産関係者でない人でも、同様に消毒していただく必要があります。

近所の方まで消毒をお願いするのは、現実的には難しい面があるかと思えますので、ロープ、白線やプランターなどの簡便な方法でも結構ですので、生活関係車両の通行帯や自宅を衛生管理区域と区分するようにお願いします。



衛生管理区域専用の衣服(白衣)と長靴の設置例



消毒用ポンプ



消石灰帯の設置



踏み込み消毒槽



ブーツカバー



ポリタンクを改良した長靴用消毒容器



長靴用消毒容器の車載例

## 野生動物による病原体の侵入を防ぎましょう

- 11 畜舎の給餌設備・給水設備及び飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないようにしましょう。
- 12 飲用に適した水を給与しましょう。



野生動物侵入防止用のネットの設置例

### 野生動物による病原体の侵入防止に関するQ & A

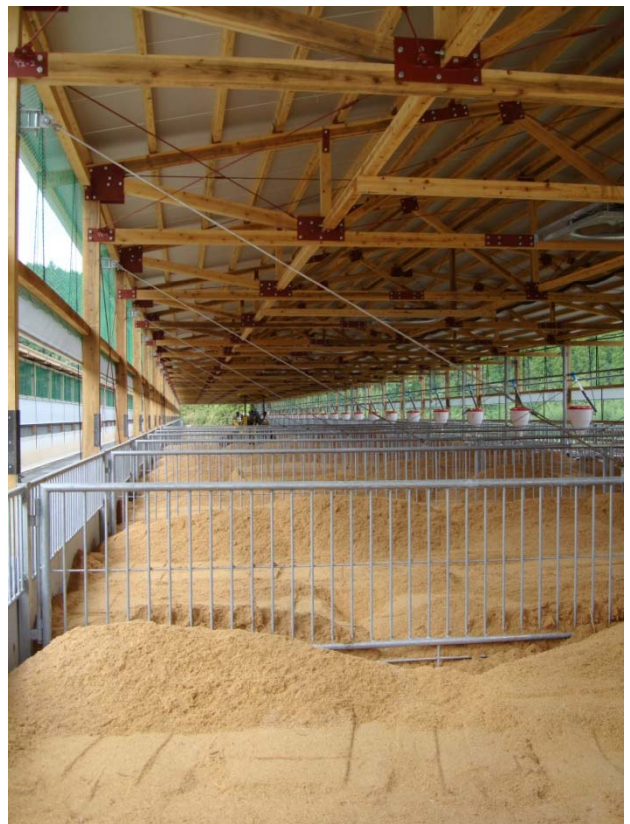
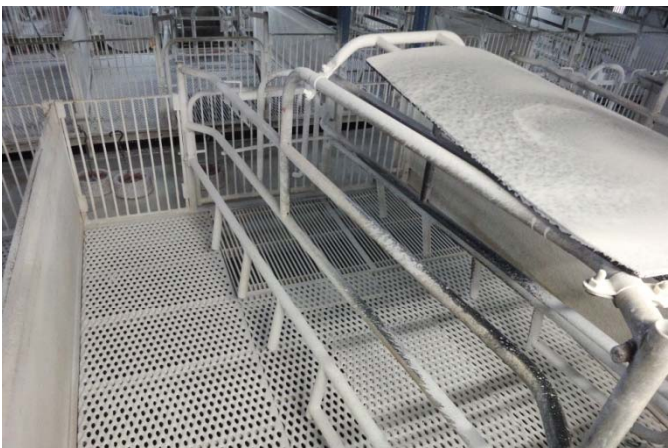
- Q. 給餌設備に野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないようにするには、給餌設備にふたをしなければならぬのですか？
- A. 給餌設備にふたまでする必要はありません。普段から飼槽などの給餌設備やウォーターカップなどの給水設備を清掃したり、給餌の際には飼槽を確認して排せつ物があった場合はこれを取り除くなどしてください。

Q. 飲用に適した水とはどのようなものですか？

A. 水道水、井戸水や湧き水などで外部からの異物の混入がないものが該当します。

## 衛生管理区域の衛生状態を保ちましょう

- 13 畜舎その他の衛生管理区域内の施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行いましょう。注射針にあつては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあつては1頭ごとに交換又は消毒をしましょう。
- 14 家畜の出荷・移動により畜房やハッチが空になった場合には、清掃及び消毒をしましょう。  
※ 畜房とは畜舎内の一部を柵などで囲った収容空間をいいます。
- 15 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないようにしましょう。



搬出後の豚舎の清掃及び消毒例

## 衛生管理区域の衛生状態の確保に関するQ & A

Q. 清掃や消毒の対象となる器具とは何ですか？

A. 紙等の消毒に適さないものを除き、家畜の保定用の器具、飼料給餌の際に使用する器具（運搬用のカート、スコップ等）、糞を掻き出す際に使用する器具（運搬用の荷車、スコップ等）及び重機など畜舎内で使用するすべてのものが対象になります。

Q. 定期的とはどのくらいの間隔でしょうか？

A. 衛生管理区域の衛生状態を保つためには、少なくとも月に1回～2回は実施していただくようお願いします。

Q. 空房等の清掃は可能でも、隣接する房に家畜がいる場合やおが粉畜舎もあることから、水洗や消毒までを行うことは困難ではないでしょうか？

A. おが粉畜舎については、畜房が空になった後、適切な管理により発酵を促進し、発酵床の温度を上げることで、消毒の実施とみなすことができると考えています。

隣接する房に家畜が飼養されており、水洗や動力噴霧器による消毒の実施が困難な場合には、糞等による汚れを除去し、簡易な装置等で消毒薬を散布してください。

Q. 密飼いについては、何か具体的な基準はあるのでしょうか？

A. 今回は具体的な数値基準は示しておりませんが、1頭当たり $0.8\text{m}^2$ （肥育）、 $1.2\text{m}^2$ （母豚）を参考にいただければと思います。なお、畜舎構造や舎内の環境によっても異なります。

## 家畜の健康観察を行いましょう

16 家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報しなければなりません。

また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷・移動を行わないこと並びに当該衛生管理区域内の物品をむやみに衛生管理区域外へ持ち出さないようにしましょう。

※ 特定症状（次ページ参照）とは法第13条の2第1項の農林水産大臣が定める症状をいいます。（現在のところ、口蹄疫に関する特定症状が定められています。）

17 特定症状以外の異状（死亡を含む。以下同じ。）で家畜の死亡率の急激な上昇や同様の症状を呈する家畜が増加した場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受け、監視伝染病でないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷・移動を行わないようにしましょう。

監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従いましょう。

また、特定症状以外の異状が認められた場合にも、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めましょう。

※ 特定症状以外の異状の原因が家畜の伝染性疾病によるものではないことが明らかな場合を除きます。

18 毎日、飼養家畜の健康観察を行いましょう。

19 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元農場の疾病の発生状況の確認、導入家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入しましょう。

導入家畜に家畜の伝染性疾病の可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにしましょう。

20 家畜を出荷・移動する場合には、出荷・移動の直前に当該家畜の健康状態を確認しましょう。

## 家畜の健康観察の実施に関するQ & A

Q. 特定症状が確認された場合には、人の外出もできなくなるのでしょうか？

A. 検査の結果が判明するまでの間、不要不急の外出は避けてください。やむを得ない場合には、最寄りの家畜保健衛生所に相談の上、消毒措置などについての指示に従ってください。

Q. 特定症状以外の異状とは、具体的にはどのようなものでしょうか？

A. 発熱、下痢、発咳等の呼吸器症状等が想定されます。

Q. 小規模飼養農家では、異状がないことを確認するまで、導入家畜と他の家畜とを隔離しておくことは不可能ではないでしょうか？

A. 完全な隔離が不可能な場合であっても、コンパネ等で仕切るなど、可能な限り、接触しないようにした上で健康観察を行ってください。

Q. 市場で購入する場合など、導入元農場の疾病の発生状況が確認できない場合には、どのようにしたらよいでしょうか？

A. 導入元農場の疾病発生状況が確認できない場合には、導入畜の健康状態の事前確認等によって健康な家畜を導入するようにしてください。また、導入後、一定期間（1週間程度）は他の家畜との接触を避け、異状がないことを確認するようにしてください。

## 口蹄疫に関する特定症状

次に掲げる 1～3 のいずれか一つ以上の症状を呈していることを発見した獣医師又は家畜所有者は、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし
症状	1－① 39.0℃以上の発熱を示した家畜が、 1－② 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳停止のいずれかを呈し、 1－③ かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）のいずれかに水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）を呈している場合 ※ 鹿にあっては、1－①及び1－③を呈している場合。
	2 同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
	3 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（一の畜房につき一の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の二日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らか場合は、この限りではない。

※ 「畜房」とは、畜舎内の一部を柵等で囲った収容空間をいい、「哺乳畜」とは、離乳していない家畜をいう。

※ 改正された家畜伝染病予防法では、口蹄疫、豚コレラ等の悪性伝染病については、殺処分の際しての手当金について、評価額の4/5から5/5に引き上げる一方で、発生の予防等に必要な措置を講じなかった場合には、手当金を交付しない、あるいは減額することになります。

具体的には、発生農家における飼養衛生管理基準全体の遵守状況が、標準的な畜産農家の遵守状況と比べて、大きく劣っているかどうかなどを精査した上で判断することになります。したがって、飼養衛生管理基準の一部項目の遵守が不十分であることのみを理由として、手当金が直ちに減額されることにはなりません。

## 特定症状の例



蹄冠部皮膚のびらん





蹄球部皮膚のびらん、潰瘍



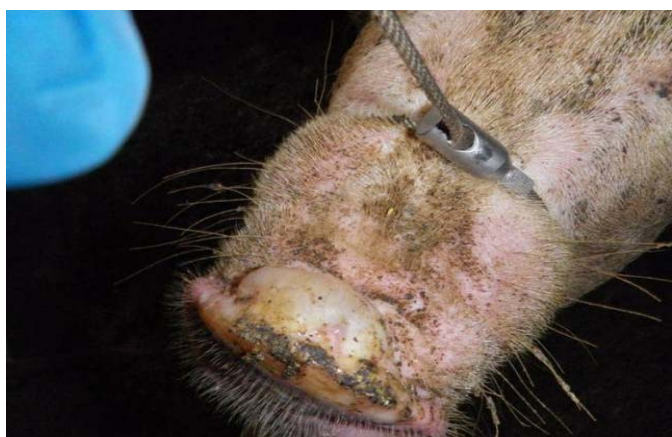
蹄冠部皮膚のびらん



蹄の剥離



蹄球部皮膚のびらん



鼻端の水疱



鼻平面の潰瘍



乳房、乳頭部の水疱、びらん、痂皮



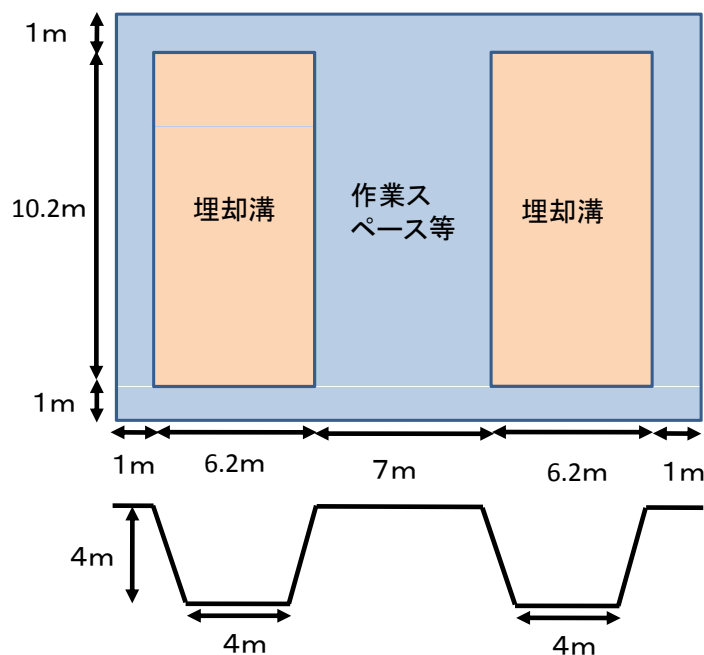
乳房、乳頭の水疱、びらん、痂皮

## 埋却等の準備をしておきましょう

21 埋却の用に供する土地の確保（標準的には肥育豚1頭あたりおおむね $0.9\text{ m}^2$ ）又は焼却若しくは化製のための準備措置を講じておきましょう。

※ 当面は、平成23年10月1日以降に新しく農場を開設する場合、又は既存の農場において畜舎を増設し飼養頭数を拡大する場合のみが、本事項に係る家畜伝染病予防法第12条の6に規定する勧告又は命令の適用対象となります。

豚の埋却に必要な標準的な面積のイメージ



### ○埋却可能頭数の計算例(肥育豚)

埋却溝の底面積 $4\text{ m} \times 8\text{ m} \times 2\text{ 本} = 64\text{ m}^2$ (周囲1.1mは法面)

肥育豚1頭当たり必要な底面の面積  $0.222\text{ m}^2/\text{頭}$

当該埋却地に埋却可能頭数  $64\text{ m}^2 \div 0.222\text{ m}^2/\text{頭} \doteq \mathbf{288\text{ 頭}}$

(1頭当たり必要な埋却地  $(12.2\text{ m} \times 21.4\text{ m}) \div 288\text{ 頭} \doteq 0.9\text{ m}^2$ )

- (注) ① 複数の埋却溝を並列に掘削する場合、7～10mの間隔を空けましょう。  
② 地盤が弱い場合、作業中に法面が崩れるおそれがあるため、土木作業の関連部局や施工業者の意見を聞き、法面の勾配を調整するなどの対応をとりましょう。  
③ 埋却溝の底面において、体液が不均等に貯留された場合、噴出しやすくなります。噴出を防止するため、底面の勾配がきつくならないように注意するとともに、埋却溝が長い場合には中間に仕切りを入れましょう。

## 埋却等の準備に関するQ & A

Q. 確保する埋却地は、肥育豚1頭当たり0.9㎡ないとダメなのですか？

A. 埋却地の広さについては、標準的な目安として、肥育豚1頭当たりの基準を示していますが、埋却溝が何本分取れるか、作業に必要なスペースがどの程度必要かなどによって変わり得ることから、詳細は、最寄りの家畜保健衛生所にご相談ください。

Q. 確保した埋却地について、試掘をして実際に使用可能であるか確認する必要はありますか？

A. 試掘により使用可能であるかを確認しておくことは望ましいですが、義務付けまではしておりません。なお、下水位や土質に関して既に調査している場合（例：国土交通省の地下水マップ）があるので、埋却地を選定する際の参考にしてください。詳細は、家畜保健衛生所にご相談ください。

Q. 埋却地があらかじめ確保できなければ、規模拡大等はできなくなるのですか？

A. 規模拡大をするのであれば、発生時に備えて、飼養規模に応じた埋却地の確保、焼却、あるいはレンダリング処理いずれかの準備を行っていただく必要があります。

Q. 移動式レンダリング車の使用予定をもって処理方法を確保したことになりますか？

A. 都道府県が作成する地域全体の処理計画の中に、移動式レンダリング車による処理をその処理能力を適切に見込んで、組み込むことは可能です。

Q. 住宅地に隣接する牧場において、地域住民の承諾がスムーズに得られない場合は、どうするのか？

A. 地域ごとに事情が異なることから、地域ごとにきめ細やかな対応が必要になるため、生産者の方だけでなく、行政機関、関係団体等が一体となって進めていくことが重要であると考えています。

感染ルート等の早期特定のための記録を作成し  
保存しておきましょう

22 次に掲げる事項に関する記録を作成し、1年間以上保存しましょう。

- ① 衛生管理区域に立ち上がった者（所有者及び従業員を除く。）の氏名及び住所又は所属並びに当該立入日及び目的（所属等から明らかな場合は不要。）  
 ※ 過去1週間以内に海外から入国した者（帰国者を含む。）にあつては、1週間以内に滞在した全ての国又は地域及び当該地での畜産関係施設への立入りの有無を追記。
- ② 家畜の所有者等が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国名
- ③ 導入した家畜の種類、導入元、頭数、健康状況及び導入日
- ④ 出荷・移動した家畜の種類、出荷・移動先、頭数、健康状況及び出荷・移動日
- ⑤ 飼養家畜の異状の有無。異状があつた場合には、症状、頭数及び月齢

記録の作成・保存に関するQ & A

Q. 記録は農家が自らが記入しなければならないのですか？  
 A. 人や車両の出入りに関する記録に関しては、農家自らが記入するか、出入りする者に記録してもらっても構いません。その際には確実に記録してもらえよう、張り紙などをしておきましょう。

Q. 記録すべき症状とはどのようなものですか？  
 A. 餌喰いが悪い、元気がないなどの状態があれば記入しておいてください。

農場出入りチェック表(豚用)

	日 時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分					
1	氏 名					目 的	
	所 属	家保	飼料	JA・会社	獣医師	行政(県・市・町)	業者  その他( )
	石灰消毒	実施			未実施		
	車両消毒	実施			未実施		
	踏込消毒槽	実施			未実施		

家畜の導入及び出荷、健康観察チェック表

	日 時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分		
	海外渡航歴	渡航者( ) 渡航先( ) 渡航期間( )		
1	導 入	種類( ) 頭数( ) 健康状態( ) 導入元( ) 導入日( )		
	出 荷	種類( ) 頭数( ) 健康状態( ) 出荷先( ) 出荷日( )		
	異状の有無		症状等	

### 大規模農場における追加措置

- ・ 獣医師の健康管理指導を受けましょう
- ・ 通報ルールを作成しておきましょう

23 3千頭以上の家畜の所有者（以下「豚等大規模所有者」という。）は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師等から当該農場の家畜の健康管理について指導を受けるようにしましょう。

24 豚等大規模所有者は、従業員が特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ、直ちに（所有者及び管理者の許可を要することなく）通報することを規定したルールを作成し、全従業員に周知徹底しておきましょう。

家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に対し、周知徹底しておきましょう。

# 飼養衛生管理基準 チェックシート

## (豚・いのしし用)

<b>1. 家畜防疫に関する最新情報の把握</b>	レ 欄
自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>
<b>2. 衛生管理区域の設定</b>	レ 欄
衛生管理区域を設定し衛生管理区域以外との境界が分かるようになっている。	<input type="checkbox"/>
<b>3. 衛生管理区域への病原体の持込み防止</b>	レ 欄
(1) 衛生管理区域の出入口に立て看板などを設置し、部外者の立ち入りを制限している。	<input type="checkbox"/>
(2) 衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている。	<input type="checkbox"/>
(3) 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者に手指及び靴の消毒（手指については洗浄又は消毒）を行わせている。	<input type="checkbox"/>
(4) 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、これらを使用している。	<input type="checkbox"/>
(5) 同日に畜産関係施設に立ち上った者及び過去1週間以内に海外から入国した者は、衛生管理区域に立ち上らせないようにしている。 ※家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者等の畜産関係者は除く。	<input type="checkbox"/>
(6) 他の畜産関係施設で使用した物品等で飼養する家畜に直接接触する物を衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
(7) 過去4か月以内に海外で使用した衣服や靴は衛生管理区域に持ち込まないようにしている。	<input type="checkbox"/>
(8) 食品循環資源を飼料とする場合には、事前に加熱等適切に処理されたものを用いている。	<input type="checkbox"/>
<b>4. 野生動物等からの病原体の感染防止</b>	レ 欄
(1) 給餌設備や給水設備に野生動物等の排せつ物が混入しないようにしている。	<input type="checkbox"/>
(2) 飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>
<b>5. 衛生管理区域の衛生状態の確保</b>	レ 欄
(1) 衛生管理区域内の施設及び器具を定期的に清掃するとともに、家畜の体液が付着した物品を使用する際には、注射針にあつては少なくとも畜房ごと、人工授精用器具については1頭ごとに交換又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
(2) 空になった畜舎や畜房の清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
(3) 過密な状態で家畜を飼養していない。	<input type="checkbox"/>

<b>6. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処</b>	レ欄
(1) 特定症状を確認した場合には、直ちに家保へ通報することとしている。また、その際には家畜はもとより畜産物や排泄物の移動は行わないこととしている。	<input type="checkbox"/>
(2) 特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けることとしている。また、監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。	<input type="checkbox"/>
(3) 毎日、健康観察をしている。	<input type="checkbox"/>
(4) 家畜を導入するときは、健康な家畜を導入している。また、一定期間、導入家畜と他の家畜を接触させないようにしている。	<input type="checkbox"/>
(5) 家畜を出荷するときは、健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
<b>7. 埋却の準備</b>	レ欄
埋却のための土地の確保（肥育豚1頭当たり概ね0.9㎡）、焼却又は化製のための準備をしている。	<input type="checkbox"/>
<b>8. 感染ルート of 早期特定のための記録の作成及び保管</b>	レ欄
衛生管理区域に立ち入った者、家畜の導入・出荷、健康観察等に関する記録を作成し保存している。	<input type="checkbox"/>
<b>9. 大規模農場に関する追加措置</b>	レ欄
(1) 担当の獣医師又は診療施設を定めている。	<input type="checkbox"/>
(2) 特定症状を確認した場合の家保への通報ルールを定め、従業員に周知している。	<input type="checkbox"/>